

工事情報共有システムの試行利用について

1. 工事情報共有システム

工事情報共有システムとは、異なる団体間で相互に情報を共有することによって業務効率を実現するシステムです。

通常、利用者はインターネットを利用してシステムの操作を行います。受発注者間で工事施工に関わる様々な情報を共有・有効活用（システム会社が運用するクラウドを利用）することが実現され、公共サービスの高度化を図ることができます。

2. 試行内容

天理市で発注する土木工事及び設計業務等において、ASP方式（※）の工事情報共有システムの試行利用を拡大することとする。

（※）ASP方式：実施処理プログラムを提供している接続業者が、運用・管理等を行うアウトソーシング（外部発注）による方式

3. 試行対象工事

試行対象工事は、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知する天理市発注の土木工事及び設計業務等に適用する。

4. システムの利用にあたって

受注者は、工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者に工事情報共有システム利用に係る協議書を提出し、発注者がその協議内容に同意し指示することにより試行利用する。

5. システムの利用により共有する書類

「工事履行報告書」、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「段階確認書」及び「確認・立会依頼書」とする。

6. 使用システム

試行において使用する工事情報共有システムは、監督職員と協議のうえ、下記のシステム業者の中から受注者が選択する。

（株）アイサス、（株）建設システム、（株）建設総合サービス、（株）現場サポート、川田テクノシステム（株）、日本電気（株）、（株）ビーイング

※上記7者は、天理市の提出書類様式に対応しているシステム事業者になります。

7. システム利用料

システム利用に係る一切の費用は、土木工事は共通仮設費率分（技術管理費）、設計業務等は直接経费率計上分に含まれており、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行う。

以上